

12日、オンタリオ州政府は、Emergency Management and Civil Protection Act (EMPCA)のもとに、2度目となる緊急事態宣言を行うとともに、在宅命令 (Stay at Home Order) を発効する旨発表しました。

発効期日は2021年1月14日木曜日の00:01で、食料品店や病院・薬局への行き来、必要不可欠な業務、運動などの目的を除いて、全員が家にいることを要求するものとなっております。

なお、緊急事態宣言の発令期間は14日間で、再評価により更に延長される可能性があります。

この命令および、その他の新規および既存の公衆衛生制限は、人々の移動を制限し、世帯外の人々との接触の数を減らすことを目的としています。

外出を必要不可欠な目的に限定することに加えて、すべての企業は自宅で仕事ができるすべての従業員が自宅で仕事をすることを保証しなければなりません。

オンタリオ州のコミュニティ、病院、および長期療養所での致命的な感染傾向をさらに阻止するために、政府は以下の追加の公衆衛生対策を制定します。

●屋外で開催される公開集会および懇親会は、限られた例外を除き、人数の上限が5人までに制限されます。

●個人は、営業している企業や組織の屋内エリアでマスクまたはフェイスカバーを着用する必要があります。物理的に2メートル以上離れることができない屋外においても、マスクまたはフェイスカバーを着用することが推奨されています。

●ホームセンター、アルコール小売店およびカーブサイド・ピックアップ、配達サービスに対応している小売店を含むすべての必要不可欠ではない小売店の営業時間は午前7時から午後8時までの間に制限されます。この営業時間の制限は、主に食品、薬局、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、テイクアウトまたは配達用のレストランを販売する店舗には適用されません。

● 必須ではない工事はさらに制限されます。

州の緊急事態の宣言の下で、オンタリオ州警察、地方警察等による取り締まりが実施されます。

外出禁止、屋内でマスク非着用、営業の制限に従わない等の違反が確定した者は、罰金および/または起訴の対象となります。

#### 【オンタリオ州政府発表】

<https://news.ontario.ca/en/release/59922/ontario-declares-second-provincial-emergency-to-address-covid-19-crisis-and-save-lives>

以上